

宇都宮市保育課業務送付用封筒広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、宇都宮市広告事業実施要綱（以下「要綱」という。）第13条の規定に基づき、本市が使用する宇都宮市保育課業務送付用封筒への広告掲載（以下「広告掲載」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告主 要綱第4条第3項に規定する広告主をいう。
- (2) 広告取扱者 要綱第4条第3項に規定する広告取扱者をいう。
- (3) 広告内容 広告物で使用されている表現、文言、デザイン、色使い等をいう。

(広告掲載の基準)

第3条 封筒に掲載する広告は、宇都宮市広告事業掲載基準に定める基準に適合するものでなければならない。

(広告掲載の位置等)

第4条 広告の掲載位置、規格、表示方法、掲載条件等は、募集のつど、市長が定めるものとする。

(契約の方法)

第5条 広告掲載に係る契約は、一般競争入札によるものとする。ただし、市長が必要であると認める場合には、随意契約することができる。

2 広告掲載に係る予定価格は、宇都宮市契約規則（平成17年規則第12号）第8条第1項及び第2項の規定により定めるものとする。

(広告主の募集)

第6条 広告主の募集は、市長がその期間及び対象、位置、枠数、掲載条件等を決定の上、広報うつのみや又は市ホームページへの掲載その他の方法で行うものとする。ただし、市長が必要であると認める場合には、個別に募集することができる。

(広告掲載の申込み)

第7条 広告を掲載しようとする者は、宇都宮市保育課業務送付用封筒広告掲載申込書兼同意書（別記様式第1号。以下「申込書」という。）及び広告原稿を市長に提出しなければならない。

(広告の審査及び入札等)

第8条 市長は、前条第1項の申込み（第10条第3項の規定により取り下げたものとみなされたものを除く。）があったときは、第3条に定める基準により、広告掲載の申込みをした者（以下「申込者」という。）及び広告内容について審査を行う。

2 入札は、前項の審査により資格要件を満たしていると認められる申込者を対象として行う。

3 入札者のうち、予定価格以上で、最高価格で入札した者を落札者とする。

4 落札となるべき価格の入札者が2人以上あるときは、抽選により落札者を決定する。

5 市長は、落札者が決定したときは、その結果を速やかに申込者に通知しなければならない。

6 前項の通知は、決定となった申込者に対しては宇都宮市保育課業務窓口用封筒広告掲載決定通知書（別記様式第2号）をもって、不決定となった申込者に対しては宇都宮市保育課業務送付用封筒広告掲載不決定通知書（別記様式第3号）をもってするものとする。

(契約の締結)

第9条 前条の規定により広告掲載の決定を受けた申込者は、広告掲載に係る契約について、市長と締結できるものとする。

2 市長は、承諾をした後の事情変更等により、広告の内容等が基準に抵触し、又はそのおそれがあると認めたときは、広告主に対し、広告の内容等の変更を求めることができる。

(広告原稿の作成及び提出)

第10条 広告原稿は、市長が指定する方法により広告主の負担で作成し、市長が指定する期日までに電子記録媒体などにより提出するものとする。

2 市長は、前項の規定により提出された広告原稿の内容に不適切な表現がある場合には、修正期間を定め、修正を求めることができる。

3 前項の規定により市長が修正を求めたにもかかわらず、修正期間内に応じない場合に

は、申込みを取り下げたものとみなす。

(広告掲載料の納付)

第 11 条 第 9 条第 1 項の規定に基づき市と契約を締結した広告主は、市長が定める期日までに第 8 条第 3 項の規定による料金（以下「広告掲載料」という。）を一括して納付するものとする。ただし、市長が特に認めたときはこの限りでない。

(封筒の使用期間及び数)

第 12 条 広告を掲載した封筒の使用期間は市長が定めるものとする。

2 広告を掲載した封筒の使用量は印刷した数量以内で市が使用した数とする。

(広告掲載の取消し)

第 13 条 要綱第 8 条第 3 号に規定する市長が適切でないと判断するときは、次に掲げるとおりとする。

- (1) 広告掲載料が第 11 条の市長が定める期日までに納付されないとき。
- (2) 広告掲載の原稿が指定する期日までに提出されないとき。
- (3) 広告主又は広告取扱者が、第 10 条第 2 項の規定による広告物の内容等の変更に係る市長の要求に応じないとき。
- (4) 広告主が書面により広告掲載の辞退を申し出たとき。
- (5) その他市長が広告掲載に特に支障があると認めたとき。

2 要綱第 8 条第 3 号に規定する契約の解除及び許可の取消しがあった場合、市長は、第 8 条第 6 項に規定する不決定となった申込者の中から、予定価格以上で、最高価格で入札した者と契約することができる。

(広告主の責任)

第 14 条 広告主は、広告の内容に関するすべての責任を負うものとする。

2 広告主は、広告掲載に関連して第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとする。

3 広告主及び広告取扱者は、市税を完納しているものでなければならない。

4 広告主又は広告取扱者は、第 8 条第 6 項の規定により掲載の決定を受けた広告掲載の権利を譲渡してはならない。

(申込み停止)

第 15 条 広告主が第 13 条第 1 項各号のいずれかに該当したとき又は落札者が落札決定後において広告掲載を辞退したときは、当該広告主又は落札者が当該年度において第 7 条の規定による申込みを行うことができないものとする。

(広告掲載料の還付)

第 16 条 既に納付した広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主又は広告取扱者の責めに帰すことができない事由により、広告掲載を中止し、又は広告掲載に係る契約を解除したときは、この限りでない。

2 前項の規定により還付する広告掲載料には利子を付さない。

(補則)

第 17 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1 号

宇都宮市保育課業務送付用封筒広告掲載申込書兼同意書

平成 年 月 日

(あて先) 宇都宮市長 佐 藤 栄 一

申込者 住 所 (法人の場合は所在地)

氏 名 (法人の場合は名称及び代表者名)

㊞

担当者

電 話

F A X

宇都宮市保育課業務送付用封筒広告掲載取扱要領第 7 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり申し込みます。なお、申し込みに際しましては、納税状況を確認することに同意します。

1. 広告掲載媒体

- ・宇都宮市保育課業務送付用封筒

2. 添付資料

- ・見積書
- ・広告主の会社（組織）概要
- ・広告の原稿（デザイン画）

様式第 2 号

宇都宮市保育課業務送付用封筒広告掲載決定通知書

平成 年 月 日

様

宇都宮市長 佐 藤 栄 一

平成 年 月 日付で申込みのありました，宇都宮市保育課業務送付用封筒広告掲載について，次のとおり決定したので通知いたします。

1．広告掲載する場所

2．広告掲載料

様式第 3 号

宇都宮市保育課業務送付用封筒広告掲載不決定通知書

平成 年 月 日

様

宇都宮市長 佐 藤 栄 一

平成 年 月 日付で申込みのありました，宇都宮市保育課業務送付用封筒広告掲載について，次のとおり不決定したので通知いたします。

○ 不決定の理由